

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規則	五〇九
○福島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	五〇九
○ふくしま医療機器開発支援センター条例施行規則	五〇九
○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	五〇九
訓令	五一
○職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令	五一
告示	五二
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	五二
た件	五二
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件四件	五二
○計量器の定期検査を実施する件	五三
○土地改良区の定款の変更を認可した件	五三
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	五三
○道路の供用を開始する件	五三
公告	五四
○肥料の登録の有効期間を更新した件二件	五四
○県営土地改良事業の工事が完了した件二件	五四
○一般競争入札を行う件	五五
○落札者を決定した件	五五
○随意契約の相手方を決定した件	五七
福島海区漁業調整委員会	五七
○小型定置漁業の保護区域について指示する件	五八
○はえなわ漁業について指示する件	五八
○漁業法により指示する件	五八

## 規 則

福島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則、ふくしま医療機器開発支援センター条例施行規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年八月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第六十七号

#### 福島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年福島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二十八号の十の三中「同条第七項」を「同法第十四条の二第七項」に改める。

第十七条第一号に次のように加える。

コ 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 平成二十七年九月三十日までの間に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、この規則による改正後の福島県立自然公園条例施行規則第十七条第一号コの規定は、適用しない。

（自然保護課）

### 福島県規則第六十八号

#### ふくしま医療機器開発支援センター条例施行規則

#### （趣旨）

第一条 この規則は、ふくしま医療機器開発支援センター条例（平成二十七年福島県条例第九十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （休館日）

第二条 ふくしま医療機器開発支援センター（以下「医療機器開発支援センター」という。）の休館日は、福島県の休日と定める条例（平成元年福島県条例第七号）第一条第一項に規定する県の休日とする。ただし、指定管理者（条例第四条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、医療機器開発支援センターの全部又は一部について、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

2 前項の規定は、同項の休館日に条例第六条第一項の規定による承認を受けた者が施設等（条例第六条第一項に規定する施設等をいう。以下同じ。）を使用することを妨げるものではない。

#### （開館時間）

第三条 医療機器開発支援センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設又は設備の使用時間は、それぞれ

当該各号に定めるとおりとする。

一 大研修室、小研修室及び模擬手術室（これらに附属する設備を含む。） 午前九時から午後九時まで

二 技術開発室 午前零時から午後十二時まで

三 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に前二項に規定する開館時間又は使用時間を変更することができる。

（使用の承認の申請の手続等）

第四条 条例第六条第一項前段の承認を受けようとする者は、指定管理者が定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

二 前項の申請書は、次の各号に掲げる施設又は設備の区分に応じ、当該各号に定める日から受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りではない。

一 大研修室、小研修室及び模擬手術室（これらに附属する設備を含む。） 使用を開始する日（以下「使用開始日」という。）の一年前の日

二 技術開発室 使用開始日の六月前の日

三 指定管理者は、条例第六条第一項前段の承認をしたときは、当該承認をした者に対し、承認書を交付するものとする。

四 指定管理者は、条例第六条第一項前段の承認をしないときは、当該承認を申請した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

（承認事項の変更の手続等）

第五条 条例第六条第一項後段の規定による承認を受けようとする者は、指定管理者が定める申請書に前条第三項の規定により交付を受けた承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

二 指定管理者は、条例第六条第一項後段の規定による承認をしたときは、当該承認を申請した者に対し、承認書を交付するものとする。

三 指定管理者は、条例第六条第一項後段の規定による承認をしないときは、当該承認を申請した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

（承認書の携帯等）

第六条 条例第六条第一項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設等を使用するときは、第四条第三項又は前条第二項の規定により交付を受けた承認書を携帯し、指定管理者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（使用の承認の取消し等の手続）

第七条 指定管理者は、条例第七条の規定による使用の承認の取消し等を行うときは、使用者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

（使用の取りやめ）

第八条 使用者は、使用の承認又は使用の変更の承認に係る使用を取りやめようとするときは、速やかに書面でその旨を指定管理者に届け出なければならない。

（評価試験等の依頼の手続）

第九条 医療機器開発支援センターに評価試験等（条例別表の三の表に規定するものを

いう。）を依頼しようとする者は、指定管理者が定める依頼書を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金）

第十条 条例別表の二の表研修室附属設備（規則で定めるもの。）の項の規則で定めるものは、別表の一の表の上欄に掲げる附属設備とし、同項の規則で定める額は、同表の上欄に掲げる附属設備の別ごとと同表の下欄に掲げる額とする。

二 条例別表の二の表模擬手術室附属設備（規則で定めるもの。）の項の規則で定めるものは、別表の二の表の上欄に掲げる附属設備とし、同項の規則で定める額は、同表の上欄に掲げる附属設備の別ごとと同表の下欄に掲げる額とする。

（利用料金の免除）

第十一条 条例第九条の規定による利用料金の免除は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めた基準及び手続により行うものとする。

（利用料金の返還）

第十二条 条例第十条ただし書の規定による利用料金の返還は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めた基準及び手続により行うものとする。

（使用計画等の事前協議）

第十三条 使用者は、指定管理者と使用開始日の前日までに施設等の使用計画及びその他必要な事項について、協議を行わなければならない。

（委任）

第十四条 この規則に定めるもののほか、医療機器開発支援センターの管理その他この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別表（第十条関係）

一 研修室附属設備

附属設備の別	使用単位	金 額
ICUユニット	一式一回	三〇、八二〇円
シミュレーター	一台一回	三七、一三〇円
除細動器	一台一回	一〇、〇一〇円
ベッド	一式一回	三、〇七〇円
ベッドサイドモニター	一台一回	四、一六〇円
薬剤投与装置	一台一回	一、五二〇円

映像装置	一台一回	一、三三〇円
電気供給設備（持込機器に限る。）	一KWにつき	三二〇円

備考

- 1 使用単位のうち一回とは、条例に規定する午前、午後又は夜間に対応する時間をいう。
  - 2 指定管理者は、この表に定めのない附属設備については、当該附属設備の種類、用途等を勘案して、かつ、他の附属設備に係る利用料金の額との均衡を失しない範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、その都度利用料金の額を定めることができる。
- 二 模擬手術室附属設備

附属設備の別	使用単位	金額
血管造影X線診断装置	一式一回	二九一、〇六〇円
Cアーム	一台一回	一三八、六一〇円
内視鏡装置	一式一回	五三、六二〇円
超音波メス	一式一回	二四、四〇〇円
高周波手術装置	一式一回	一一、〇七〇円
洗浄装置	一式一回	二六、〇一〇円
滅菌装置	一式一回	三四、三五〇円
電気供給設備（持込機器に限る。）	一KWにつき	九六〇円

備考

- 1 使用単位のうち一回とは、条例に規定する全日に対応する時間をいう。
- 2 指定管理者は、この表に定めのない附属設備については、当該附属設備の種類、用途等を勘案して、かつ、他の附属設備に係る利用料金の額との均衡を失しない範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、その都度利用料金の額

を定めることができる。

（産業創出課医療関連産業集積推進室）

福島県規則第六十九号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営居合団地の項中「六号室、九号室から十二号室まで」を「十一号室、十二号室」に、「三十号室から三十七号室まで」を「三十号室、三十二号室、三十四号室から三十七号室まで」に、「一号室、二号室、四号室から十六号室まで及び十八号室から二十九号室まで」を「二号室、四号室から六号室まで、九号室から十四号室まで、十八号室から二十号室まで、二十四号室、二十五号室及び二十七号室から二十九号室まで」に、「五号室、七号室、八号室」を「五号室から十号室まで」に、「二十九号室及び三十八号室」を「二十九号室、三十一号室、三十三号室及び三十八号室」に、「三号室、十七号室及び三十号室」を「二号室、三号室、七号室、八号室、十五号室から十七号室まで、二十一号室から二十三号室まで、二十六号室及び三十号室」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年九月一日から施行する。

（建築住宅課）

訓 令

福島県訓令第二十六号

本庁機関  
出先機関

職員の出先機関に駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年八月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表衛生上の試験及び検査の業務に従事する職員に次のように加える。

被災事業者再建支援に関する業務に従事する職員	福島市大町七番二二三号	被災事業者再建支援に関すること。
------------------------	-------------	------------------

附 則

この訓令は、平成二十七年九月一日から施行する。

(行政経営課)

告 示

福島県告示第六百一十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年八月二十八日から同年十二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十七年八月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番地一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 別紙書面のとおり  
(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日  
別紙書面のとおり

四 届出年月日  
平成二十七年六月十九日

五 届出をした者  
片倉工業株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

福島県告示第六百一十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年八月二十八日から同年九月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び石川町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十七年八月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

メガステージ石川 北棟 福島県石川郡石川町長久保百三十八ほか

二 法第八条第一項の規定により石川町から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百一十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年八月二十八日から同年九月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十七年八月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

メガステージ白河Cエリア 福島県白河市新高山七番地ほか

二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百一十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年八月二十八日から同年九月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十七年八月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストア マツモトキヨシ笹谷店 福島県福島市笹谷字東中條十四番地六ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百一十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十

七年八月二十八日から同年九月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十七年八月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイユーエイト保原店 福島県伊達市保原町上保原字正地内二十二番地一

二 法第八条第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第六百十六号**

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
平成二十七年八月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
双葉郡広野町	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	一〇月一日 午後一時三〇分から 午後三時まで	広野町中央体育館
右に掲げる町	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	一〇月二日から一〇月三〇日まで(土曜日、日曜日及び一〇月二日を除く。) 午前一〇時から 午後三時まで	福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
------	------------	-------

双葉郡広野町

非自動はかり、分銅及びおもり

一二月二日から一二月八日まで(土曜日、日曜日、一二月三日及び一二月二三日を除く。)

(計量検定所)

**福島県告示第六百十七号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、岩瀬土地改良区から平成二十七年八月五日付けで申請のあった定款の変更について、同月十九日認可した。  
平成二十七年八月二十八日

福島県知事 内堀雅雄  
(農村計画課)

**福島県告示第六百十八号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十七年八月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

いわき市錦町須賀七三の七二(国有林)

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

(森林保全課)

**福島県告示第六百十九号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所が平成二十七年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十七年八月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二九四号	会津若松市湊町大字平潟字長坂一	平成二十七年八月二十八日

二六番地先から  
同 市湊町大字平潟字長坂一  
〇七番地先まで

(道路計画課)

公 告

公告第百九十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。  
平成二十七年八月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限	
			窒素 全量	りん 酸全 量	内 容 性 り ん 酸					
811	配合肥 料	配合肥 料1号	30	—	—	130	含有を 許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。	株式会社 ごぎ	大阪府 大阪市 中央区 備後町 四丁目 3番4 号	平成33 年8月 31日
812	配合肥 料	配合肥 料2号	10	135	130	—	同上	同上	同上	同上

(農業総合センター)

公告第百二一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。  
平成二十七年八月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
840	混合有 機質肥 料	こだま 混合有 機440	4.0	4.0	—	含有を 許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。	大栄物 産株式 会社	東京都 江東区 佐賀1 丁目6 番10号	平成30 年8月 26日

(農業総合センター)

公告第百二一〇号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、沢井地区に係る県営ため池等整備事業（用排水施設整備工事（土砂崩壊防止））の工事は、平成二十七年三月十八日完了したので公告する。  
平成二十七年八月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄  
(農村計画課)

公告第百二一一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、大槻地区に係る県営農業農村基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））の工事は、平成二十六年十二月二十五日完了したので公告する。  
平成二十七年八月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(農村計画課)

### 公告第203号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年 8月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量  
ア 小型除雪車 V（1.0m級） 1台  
イ 小型除雪車 VI（1.3m級） 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年3月30日（水）
- (4) 納入場所

ア 福島県宮下土木事務所（福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1108番地）  
イ 福島県会津若松建設事務所（福島県会津若松市追手町7番5号）

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績が

- あり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年9月18日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において平成27年8月28日（金）から同年9月18日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等  
(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。  
(2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年9月4日（金）午後2時 福島県出納局入札用度課  
(3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 1の(1)のイに掲げる物品等 平成27年10月9日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課  
イ 1の(1)のイに掲げる物品等 平成27年10月9日（金）午後2時 福島県出納局入札用度課  
（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月8日（木）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金  
(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。  
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他  
(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
(4) 契約書作成の要否 要  
(5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary  
(1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
① Small Snowplow V (1.0m class) 1  
② Small Snowplow VI (1.3m class) 1  
(2) Time-limit of tender(by hand) :  
① 1:30 p.m., 9 October 2015  
② 2:00 p.m., 9 October 2015  
(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 8 October 2015  
(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau,



Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima  
960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

#### 公告第204号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年8月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ノート型パソコン（福島県警察用） 729台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年7月17日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目16番9号
- 5 落札金額  
61,174,764円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成27年6月5日

(入札用度課)

#### 公告第205号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年8月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
放射線計測器リニア校正装置ほか計2品目 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年7月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社千代田テクノル 東京都文京区湯島一丁目7番12号
- 5 随意契約に係る契約金額  
137,160,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(入札用度課)

### 福島海区漁業調整委員会

#### 福島海区漁業調整委員会指示第四号

福島県海面における小型定置漁業の保護区域について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。  
平成二十七年八月二十八日

福島海区漁業調整委員会  
会長 新妻 芳弘

- 一 保護区域  
小型定置漁業の保護区域は、次のとおりとする。

漁業の種類	保護区域
小型定置漁業（さげ角網漁業を含む。）	網漁具張り立ての位置から、前面五百メートル、後面五百メートル及び沖面五百メートルの連絡線によって囲まれた区域

- 二 漁業の禁止  
一の保護区域においては、まき網漁業、固定式さし網漁業、流し網漁業、機船舶びき網漁業、かご漁業、どう漁業及びつぼ漁業を営んではならない。
- 三 指示の有効期間  
この指示の有効期間は、平成二十七年九月一日から平成二十八年八月三十一日までとする。

#### 福島海区漁業調整委員会指示第五号

福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。  
平成二十七年八月二十八日

福島海区漁業調整委員会  
会長 新妻 芳弘

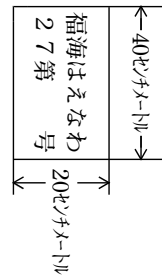
- 一 操業の承認  
最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深百メートル以深の福島県の海域において、はえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く。）を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
- 二 承認の対象漁船  
はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数七トン未満とする。

#### 三 操業期間

一に規定する海域における操業期間は、平成二十七年十月一日から平成二十八年三月三十一日までとする。

#### 四 制限又は条件

- 1 操業の禁止区域  
次に掲げる海域での操業は、禁止する。  
北緯三十七度十七分四十九秒以南の水深百メートルから水深三百メートルの福島県の海域
- 2 承認証の備付け及び標識の表示  
操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



#### 3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

#### 五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

#### 六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十七年十月一日から平成二十八年九月三十日までとする。

#### 福島海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。  
平成二十七年八月二十八日

福島海区漁業調整委員会  
会長 新妻 芳弘

福島県漁業調整規則（昭和四十年福島県規則第五十九号）第四十五条の二第一号から第五号までに規定する区域においては、平成二十七年十月十五日から同年十一月十四日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。